

お知らせ

令和8年度 医師国保組合保険料のお知らせ

令和8年度医師国民健康保険組合保険料について、下記のとおりお知らせいたします。

1. 被保険者保険料（1人1か月あたり）

区 分	①保険料	②後期高齢者支援金分	③介護保険料	④子ども・子育て支援金	介護2号被保険者※1 保険料 ①+②+③+④	18歳以上で 介護2号被保険者※1を 除く保険料 ①+②+④	18歳未満 保険料 ①+②
医 師 組 合 員	32,000 円	5,500 円	6,000 円	600 円	44,100 円	38,100 円	37,500 円
従業員 組 合 員	9,000 円				21,100 円	15,100 円	14,500 円
家 族	8,000 円				20,100 円	14,100 円	13,500 円

○介護2号被保険者について※1

介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の方のことで、加入する医療分保険料に介護保険料を併せて納付することになっています。

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、市町村において徴収されますので、医師国保組合へは医療分・後期高齢者支援金分の保険料を納めることになります。

○後期高齢者支援金分保険料について

後期高齢者医療保険の支援と、病床転換支援金を75歳未満の方に負担してもらうため、加入する医療分保険料に後期高齢者支援金分保険料を併せて納付することになっています。

○子ども・子育て支援金について

18歳以上（18歳に達してから最初の3月31日以降のもの）は納付することになっています。

2. 後期高齢者組合員保険料（一人当たり） 3,000円

医師組合員が75歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入し、医師国保組合の被保険者でなくなっても組合員として残ることを申し出た方の保険料です。後期高齢者組合員は、被保険者ではないため、医療分や後期高齢者支援金などの保険料は賦課されません。

3. 保険料の納め方について

保険料の納付方法は、年4回（4月・7月・10月・1月）に、予め届出して頂いた指定口座より組合員及び家族、従業員分を3ヶ月分まとめて引き落とし致します。ご加入の際に、振替口座のご登録をお願いいたします。

引去日：本引去22日、再引去5日（引去日が銀行の休業日に当たる場合は翌営業日）

※ 引去日に残高不足とならないようにご入金おき下さいますよう宜しくお願いします。

※ 月の途中の加入でも、保険料は1ヶ月分徴収いたします。月単位となっており、日割計算はありません。

<指定金融機関>

沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行

<口座情報の変更手続>

予め届出している、金融機関又は口座等の変更を希望する場合には、お早めに預金口座振替依頼書のご提出をお願い申し上げます。（様式はHPからダウンロードしてご利用下さい。）

<資格喪失の場合>

月の途中で資格喪失については、その月の保険料は徴収いたしません。保険料締の事務処理後に書類を受理した場合等、間に合わなかった場合は一旦振替口座より引き落としになりますが、後日、還付又は相殺により調整いたします。